

島根県観光キャラクター「しまねっこ」出演の手引き



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」にゃ!

しっかりと読んでにゃ♪

Ver 2018.8.1

1. 「しまねっこ」の活動の目的

島根県観光キャラクター「しまねっこ」（以下「しまねっこ」といいます）は、島根県の観光情報発信等を行うことや、島根県と「しまねっこ」の認知度向上を図ることを目的に活動を行います。

このため、出演の決定にあたっては、次の（１）、（２）を優先します。

- （１） 島根県観光振興課、（公社）島根県観光連盟が主催するイベント（観光客のお出迎えを含む）
 - （２） 上記（１）以外で、観光面の情報発信や県外からの誘客に大きく寄与することが期待されるイベント
- （注）次のような場合は、出演をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 上記イベントと出演日時が重複する場合
 - ・ 上記イベントと出演日時が重複しない場合でも、審査の結果、観光面及び認知度向上の効果が低いと考えられる場合

なお、次に記載する場合は、原則として出演できません。

「しまねっこ」の出演ができない場合の例

- ① 「しまねっこ」の活動に適さない環境、又は適さない環境になるおそれのあるとき
 - ② 法令、若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
 - ③ 特定の個人、団体、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき（結婚式や県内における企業・団体等の福利厚生イベント・懇親会等）
 - ④ 20時以降の出演のとき
 - ⑤ 特定の企業・商品の販促活動につながるおそれのあるとき
 - ⑥ その他、島根県・島根県観光連盟が「しまねっこ」の出演が適当でないと認めたとき
- （注）上記③～⑤については「しまねっこ」の活動目的を達成するために、島根県・島根県観光連盟が後援、協力等の形で関与しているものは除く

2. 出演依頼から出演決定までの流れ

① 依頼者から「出演依頼書」を提出（6週間前まで）

「しまねっこ」の出演を希望する主催者等（以下「依頼者」といいます。）は、島根県観光キャラクター「しまねっこ」出演依頼書を出演希望日の6週間前までに、対応窓口に提出します。

（提出先は末尾参照）

- 「どの日が空いているか？」等、スケジュールについてのお問い合わせは受け付けておりません。
- **出演依頼書の提出で出演決定とはなりません。**

② 「出演依頼書」の審査

島根県及び株式会社M I しまね（以下、「しまねっこ運営者」という）は出演依頼書を審査し、出演の可否を決定します。

- 出演依頼の趣旨、出演スケジュール、出演内容、観光における情報発信効果等から総合的に判断し出演を決定します。
- 「しまねっこ」出演の目的に沿っている場合でも、スケジュールが合わない場合は出演できません。

●出演を決定する場合に、依頼者に条件を付す場合があります。

③ 出演の可否を連絡します（約4週間前）

出演予定日のおよそ4週間前を目安に、島根県又は「しまねっこ運営者」から依頼者に出演の可否を連絡します。

出演が決まった場合は、依頼者と島根県又は「しまねっこ運営者」のいずれかとの双方で出演の詳細を打ち合わせます。

3. 「しまねっこ」の出演の体制

「しまねっこ」の出演は、基本的には「しまねっこ」とスタッフの2名で伺います。

4. 出演に要する経費等

出演に係る費用は、次の通りとします。

- (1) 出演先が島根県内の場合は無料
- (2) 出演先が島根県外の場合は原則依頼者が実費負担
(スタッフの交通費、人件費、宿泊が必要な場合の宿泊費、「しまねっこ」の移動に係る費用等)
(但し、島根県が必要と認める場合はこの限りではありません)

5. ポスター、WEB等への掲載について

出演に係る広報物に「しまねっこ」の画像（イラスト・写真）を掲載する場合は、別途公益社団法人島根県観光連盟の許可が必要です。

公益社団法人島根県観光連盟 連絡先 TEL 0852-21-3969

6. 出演にあたっての留意事項（主催者の方に守っていただきたいこと）

- (1) 「しまねっこ」及び来場者の安全に配慮した運営を行うこと。
 - ・混乱時の来場者の誘導、安全管理に配慮すること。
 - (2) 「しまねっこ」の出演にあたって、他のキャラクター等出演者との調整を行うこと。
 - (3) 事前に島根県及び「しまねっこ運営者」と打ち合わせた内容を守って出演させること。
 - ・「しまねっこ」の出演時間は **1回あたり30分**です。（控室から出演場所までの移動時間も含めます。）
 - ・複数回出演を行う場合は、**30分以上の休憩**を設けてください。
- ※関西エリアについては60分の休憩時間となります。

【出演例】



- (4) 雨天時は屋外での出演は不可となります。
- (5) イベントが雨天によって屋内への変更がある場合はご相談ください。
- (6) 「しまねっこ」を破損又は汚損した場合は、補修等に係る経費を依頼者にご負担いただく場合があります。

7. 出演にあたって準備していただくもの

■ 「しまねっこ」の控室

- ・外部から見えず、極力出演場所に近い部屋。また、部屋扉の開口部が幅1m、高さ2m以上あること
 - ・個室でなくても可
- (但し、関係者以外の同室及び控室内での写真撮影はやめてください。また可能であれば男女別の控室になるようご配慮ください。)

・屋外に控室を設ける場合は、床の養生を行い、できる限り関係者のエリア内に設けて下さい。また、テントの場合、強風等への対策を講じてください。

・内部が見えないように配慮し、特に入口部分については二重にするなど対策をしてください。

■音響（マイク、CD プレーヤー）

※ステージがなければ必要ありません。

■「しまねっこ」の駐車場

・ワゴン車 1 台分、控室から極力近い場所 ※車両で移動しない場合は必要ありません。

・やむを得ず立体駐車場、または有料駐車場になる場合は依頼時にお知らせください。その際に駐車費用が発生する場合は主催者側でご負担ください。

8. その他

(1) 依頼者が手引きの内容を遵守しないとき、又は遵守しないおそれがあると島根県が判断したときは、島根県はその出演の承諾を取り消し、出演中であっても出演を取りやめます。この場合、依頼者に生じた損害または依頼者が第三者に与えた損害については、島根県は責任を負いません。

(2) 「しまねっこの」出演に起因する事故等により、依頼者が損害を被った場合、又は依頼者が第三者に損害を与えた場合には、島根県又は「しまねっこ運営者」は自らに故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。

出演エリア／出演依頼書提出先／お問合せ先

出演先	お問合せ及び申込先
1. 関東地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	【にほんばし島根館】 受付時間：平日 10時30分～19時 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 1-5-3 福島ビル1F TEL：03-5201-3310 FAX：03-5201-2130 E-mail：nihombashi@pref.shimane.lg.jp
2. 関西地区 大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県	【島根県大阪事務所】 受付時間：平日 8時30分～17時15分 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 13 番 18 号島根ビル 2F TEL：06-6364-3605 FAX：06-6364-3854 E-mail：osaka-ofc@pref.shimane.lg.jp
3. 広島県	【島根県広島事務所】 受付時間：平日 8時30分～17時15分 〒730-0032 広島県広島市中区立町 1-23 ごうぎん広島ビル 6F TEL：082-541-2410 FAX：082-541-2412 E-mail：hiroshima-ofc@pref.shimane.lg.jp
4. 島根県隠岐郡	【島根県隠岐支庁県民局 観光振興課】 受付時間：平日 8時30分～17時15分 〒685-8601 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 TEL：08512-2-9612 FAX：08512-2-9626 E-mail：oki-kemmin@pref.shimane.lg.jp
5. 上記1～4を除くエリア	【株式会社 ^{エムアイ} しまね】 受付時間：平日 9時～17時 〒690-0048 島根県松江市西嫁島 1 丁目 3 番 24 号西嫁島神庭ビル 203 号 TEL：0852-67-6144 FAX：0852-60-2088 E-mail：h-morinaga@mishimane.co.jp